

播磨科学公園都市の新たなあり方検討協議会 設置要綱

(設置)

第1条 播磨科学公園都市の維持・活性化等に係る現状・課題を共有し、今後の新たなまちのあり方を協議するため、播磨科学公園都市の新たなあり方検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について共有・検討を行う。

- (1) 播磨科学公園都市に係る事業の現状及び課題
- (2) 播磨科学公園都市に係る今後の新たなまちのあり方
- (3) その他、播磨科学公園都市に係る今後の事業のあり方に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、本要綱の施行の日から令和7年3月31日までとする。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、兵庫県企業庁地域整備振興課に置く。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、事務局が招集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ事務局の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 事務局が播磨科学公園都市の維持・活性化の検討等にあたり必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第7条 委員（県の職員又は市町等の職員である委員を除く。）が会議その他の協議会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 前条第2項の規定に基づき、委員の代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。
- 3 前条第3項の規定に基づき、事務局が必要と認めた委員以外の者が会議に出席したときは、この者に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員（県の職員又は市町等の職員である委員を除く。）が協議会の職務を行うた

めに、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により算出した額に相当する額とする。
- 3 第 6 条第 2 項の規定に基づき、委員の代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、旅費を支給する。この場合において、旅費の額は、委員と同様の取扱いとする。
- 4 第 6 条第 3 項の規定に基づき、委員以外の者が会議に出席したときは、この者に対して、旅費を支給する。この場合において、旅費の額は、委員と同様の取扱いとする。

（庶務）

第 9 条 協議会の庶務は、兵庫県企業庁地域整備振興課が処理することとする。

（補則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表

「播磨科学公園都市の新たなあり方検討協議会」委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分		所 属 ・ 役 職	氏 名
地元市町		たつの市長	山本 実
		上郡町長	梅田 修作
		佐用町長	庵途 典章
有 識 者	地域政策・地域 経済、福祉	兵庫大学 生涯福祉学部 教授	田端 和彦
	都市計画	兵庫県立大学 環境人間学部 教授	太田 尚孝
	都市政策	関西学院大学 建築学部 教授	清水 陽子
	地方財政	関西学院大学 経済学部 教授	上村 敏之
ア ド バ イ ザ ー	研究機関、 科学技術	国立研究開発法人 理化学研究所 放射光科学研究センター センター長室 高度研究支援専門職	伊藤 裕文
	建築・ 都市デザイン	大阪公立大学 特別教授	橋爪 紳也
	地域政策・ 地域活性化	兵庫県政策コーディネーター	田林 信哉 岩浅 有記
兵庫県		副知事	服部 洋平
		兵庫県立大学理学部長	吉久 徹
		総務部長	有田 一成
		企画部長	守本 豊
		福祉部長	岡田 英樹
		保健医療部長	山下 輝夫
		産業労働部長	原田 剛治
		土木部長	上田 浩嗣
		公営企業管理者	梶本 修子
		病院事業管理者	杉村 和朗
		教育長	藤原 俊平
		西播磨県民局長	城下 隆広